

# 枝幸町子ども読書活動推進計画

---

平成 28 年度～平成 32 年度

平成 28 年 3 月

枝幸町教育委員会

# 目 次

第 1 章 計画の基本的な考え	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画策定の基本	1
3. 計画の目標	2
4. 計画期間	2
第 2 章 子どもの読書活動推進のための方策	3
1. 子どもの読書活動を支える環境づくり	3
2. 家庭・地域・学校における子ども読書活動の推進	5
3. 子どもの読書活動の普及啓発	6
参考資料	
・子どもの読書活動の推進に関する法律	8
・図書館法	10
・学校図書館法	15
・用語集	17

# **第 1 章 計画の基本的な考え**

## **1. 計画策定の目的**

---

子どもの読書活動は、言葉を学び、創造力を豊かにし、感性を磨き、表現力を高め、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

このことから、平成 13 年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、これまで、国や自治体において、その取り組みを進めてきました。

昨今、インターネットなど情報化の進展、特に近年のスマート・フォン等の普及は目覚ましく、利便性は大幅に高まったものの、中学生や高校生の活字離れが急速に進み、国においては、学校段階における読書離れを大きな課題としています。

この様な状況において、国や道では「第 3 次子どもの読書活動の推進に関する計画」を平成 25 年に策定しました。

枝幸町でも、すべての子どもたちが読書を楽しめ、自主的に読書活動を行うことができるように、地域全体で環境整備を図っていきます。

## **2. 計画策定の基本**

---

本計画は次の考え方を基本に策定します。

- (1) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」を基本とします。
- (2) 国及び北海道で策定した基本計画を参考とします。
- (3) 「子どもの読書活動」を促進するための諸条件を整備します。

### **3. 計画の目標**

---

子どもたちが読書を習慣として、身につけられる環境や家庭・地域・学校が連携・協力し、乳幼児期から高校生期までの子どもに応じた読書の楽しさを知ることができる取り組みを進めていきます。

#### **(1) 子どもの読書活動を支える環境づくり**

子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深める機会の提供や環境整備に努めます。

#### **(2) 家庭・地域・学校を通じた読書活動の推進**

社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図り、取り組みを進めるとともに関係機関や団体等と連携した取り組みに努めます。

#### **(3) 子どもの読書活動の普及啓発**

子どもの読書に対する関心を高め、本を好きになるための取り組みの実施や、関係機関、団体等と連携して普及、啓発に努めます。

### **4. 計画期間**

---

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とする。

なお、この計画の進捗状況については、図書館協議会に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努めます。

## **第2章 子どもの読書活動推進のための方策**

### **1. 子どもの読書活動を支える環境づくり**

子どもたちが読書の楽しさを知り、本に興味を持ち続けていくため、読書活動を支える場所や機会を提供するなど、望ましい読書環境づくりが必要です。

読書活動を推進するための指導者の育成はますます重要になってきており、専門的な研修等に参加し、人材養成の充実に努めることが求められます。

#### **(1) 枝幸町の現状と課題**

枝幸町の読書傾向としては、読書離れが進んでおり、特に児童生徒の利用、図書貸出が少ない状況にあります。

この現状において、乳幼児期からの発達段階に応じた読書環境の整備が必要です。

#### **【具体的な取り組み】**

図書館担当職員及び学校図書担当者による情報交換や、子どもたちの発達段階に応じた読書活動に関する講座の実施等の取り組みを進めます。

読書活動に関する研究協議や情報交換など研修機会の拡充を道立図書館職員の指導により実施し、人材養成に努めます。

また、子ども読書活動推進計画の点検・評価を実施し、充実した内容に努めます。

#### **(2) 図書館の現状と課題**

地域における子どもの読書活動を推進するため、図書の充実、施設設備の整備や関連施設との連携を図り、子どもたちが身近に本を取ることができる環境づくりが求められます。

また、障がいのある子どもたちが、本と出合い、親しむための諸条件の整備・充実も必要です。

## 【具体的な取り組み】

充実したサービスを行えるように、十分な図書資料の収集、特に青少年向けの図書の拡充や環境整備をし、関連機関との連携や読書に関するレファレンスサービスの推進を図ります。

また、子どもの発達段階に応じた図書の選択ができるよう司書の専門的な指導研修への参加及び読書活動の啓発や移動図書館も継続し、子どもの読書活動の支援を強化していきます。

### (3) 学校図書室の現状と課題

学校図書室は、学びの場であるとともに、子どもが自由に読書を楽しむ場として、成長を支える役割を担っています。

そのためには、読書習慣の形成や読書の幅を広げていくことができる環境を整備し、適切な支援を行うことが求められます。

また、児童生徒のストレスの高まりや生徒指導上の諸問題へ対応するため、自由な読書活動の場である学校図書室が「心の居場所」としての機能を充実することも重要です。

## 【具体的な取り組み】

学校図書室を魅力あるものとするため、各校の実態に応じた図書の充実を図り、児童生徒が図書室でいつでも読書できる環境づくりを進めます。

また、自主的・主体的な学習活動や読書活動を展開し、学校図書室の機能にあった図書や資料の充実に努めます。

さらに特別支援学級の生徒に対し、障がいの状況に応じ配慮された図書の選書や読み聞かせの機会の拡充に努めます。

幼稚園や保育所では保護者やボランティアとの連携による絵本コーナー等の整備に努めます。

## 2. 家庭・地域・学校を通じた読書活動の推進

枝幸町のすべての子どもたちが、あらゆる機会や環境において、自主的に読書を行えるよう、読書活動の推進に努めます。

そのためには、家庭、地域、学校を通じて社会全体で子どもたちが読書に関心・興味を持てるような読書活動の取り組みを行います。

### (1) 家庭の現状と課題

家庭は、子どもが最初に本と出会う場所であり、家庭における読書環境や読書への働きかけは、子どもの読書習慣を形成するうえで、非常に大切な役割を持っています。

子どもが家庭で読書に親しむためには、保護者がともに読書を楽しむなど、子どもが自然に読書に向かうような環境が必要です。

#### 【具体的な取り組み】

保護者による家庭での絵本や物語の読み聞かせ（家読）の推進や家族揃って、図書館への利用を進めます。

また、乳児期前半から本に親しむためのブックスタート事業を通じて、保護者・子どもに対する読書活動の支援に努めます。

### (2) 地域の現状と課題

地域は、乳幼児期から読書に親しむ習慣を身につけるための事業を実施することが望まれます。

また、子育てに関する学習や相談の場となっている、子育てサークルの活動や子育て支援センター、児童館による講座等において、子ども読書活動の重要性などについて、広く町民や保護者への啓発が必要です。

#### 【具体的な取り組み】

枝幸町立図書館を中心として、枝幸町のどこでも子どもたちが読書を身近に楽しめるように、図書館の設置や情報発信を行い、読書活動を推進します。

また、地域の読み聞かせボランティアの募集や活動支援に努めます。

### (3) 学校の現状と課題

学校は子どもの読書習慣を形成していく上で、読書活動・読書指導の場としてとても重要な役割を持っています。一番身近に本を読むことができる学校で、積極的な読書活動に取り組むことが必要です。

#### 【具体的な取り組み】

子どもが読書習慣を身に付ける機会の充実を図るため、保護者やボランティアと連携し、「朝の読書」や読み聞かせなどの読書活動や、学校の教育活動全体を通して、図書室の利用方法及び指導を図ります。

幼稚園や保育所では、職員による読み聞かせなどによる本に親しむ活動の充実に努めます。

## 3. 子どもの読書活動の普及・啓発

子どもの読書活動の推進にあたっては、広く町民に理解を求め、気運の醸成を図っていくことが大切です。

また、講演会の開催、ポスター、リーフレットの作成・配布、広報誌への掲載など、さまざまな方法を通じて、子どもが読書することの大切さ、楽しさを周知・啓発する必要があります。

### (1) 図書館の現状と課題

子どもの読書活動を社会全体で支えるために、より多くの大人が、図書館や図書の魅力について理解し、子どもたちを読書へと導けるようになることが重要です。

また、読書活動を充実するには、図書や読書活動に関する多くの情報を発信し、読書活動の意識の啓発に向けた取り組みが必要です。

#### 【具体的な取り組み】

図書館では、「子どもの読書の日」や「子ども読書週間」だけでなく、年間を通して子どものための行事を開催し、図書館への来館を促すよう努めます。

また、読書感想文コンクールやセミナー、図書館まつり、読み聞かせ、おは



なし会など各事業をお知らせ集や広報、各種報道機関を通して情報を発信していきます。

中高生の職場体験等や保育所、幼稚園、小学校の施設見学の受入、時季に応じた各種資料の展示も実施します。

また小中学生に対し幅広い興味をもってもらうため、子どもたちへ司書等によるブックトーク事業を実施し啓発に向けた取り組みを行います。

## **(2) 学校の現状と課題**

学校では、子どもの実態を踏まえて、子どもの読書習慣の形成を図ることが求められます。

また、子どもには、総合的な学習の時間や各教科、特別活動を通して、様々なジャンルの図書を紹介するなど、読書の幅が広がる指導が必要です。

### **【具体的な取り組み】**

読書習慣を身に付けるため、「朝の読書」活動や読み聞かせを通じて、児童生徒へ推薦図書や読書活動を啓発するための情報提供に努めます。

また、家庭内で読書を通じたコミュニケーションが図られるよう、保護者に対する情報提供に努めます。

## 参考資料

---

### 参一1. 子どもの読書活動の推進に関する法律

#### 平成 13 年法律第 154 号

##### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

##### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

##### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

##### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

##### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 参一 2. 図書館法（昭和二十五年四月三十日法律百十八号）

最終改正：平成二三年十二月一四日法律第一二二号

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）

第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）

附則

### 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室は除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその記録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにならなければならないこと。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、観賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動のその他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあった期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
  - イ 司書補の職
  - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
  - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
  - 一 司書の資格を有する者
  - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のた

めに必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作成、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

## 第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度

の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚為の方法で補助金の交付を受けたとき。

### 第三章 私立図書館

#### 第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作成及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

- 2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則

(略)



### 参一 3. 学校図書館法 (昭和二十八年八月八日法律第百八十五号)

最終改正：平成一九年六月二七日法律第九六号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校はおおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
  - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
  - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
  - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
  - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護または栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則

(略)

## 参－4. 用語集

### ア行 ・ 移動図書館「おおぞら号」BM (Book Mobile )

自動車に図書資料を積み、固定の図書館から離れている地域を対象に図書サービスを提供する。

### ・ 家読 (うちどく)

家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを計ろうという取組みのこと。道教委では、平成 23 年度から、北海道「朝読・家読運動」を実施している。

なお、「朝読 (あさどく)」とは、学校における始業前の一斉読書のこと。

### カ行 ・ 子ども文庫

地域において、本を備え付けて近隣の子どもたちに、本の貸出やおはなし会、手作り遊びなどを行う組織及びその活動。

### ・ 子ども読書の日 4月23日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により 4月 23日 と定め、国民の広くに子どもの読書活動について関心と理解を求めるとともに、子どもの積極的読書活動を高めるために設けられた。

### サ行 ・ 司書

図書館の専門的職員で、司書資格所有者。図書館資料の選択、発注及び受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、読書案内などを行う専門的職員。

### ・ 司書教諭

学校図書館法により、全国の 12 学級以上の小・中・高等学校に司書教諭が配置されることになった司書教諭は学校図書館における資料整理、貸出、読書指導などの日常業務を行うなど、子どもの読書活動推進の担い手として期待されている。

### ・ 書架

本を並べておく棚。本棚。

### ・ 相互貸借

図書館の間で資料を貸し借りすること。近くの図書館に所蔵されていない場合などに他市等の図書館から取り寄せる。

### ・ 書誌

本の情報を記載したもの

### ・ 全国学力・学習状況調査

文部科学省が、全国的に子ども達の学力状況を把握するため、平成 19 年度から実施している調査。

### タ行 ・ 団体貸出

図書館が学校や地域の子ども文庫、幼稚園や保育所、PTA、ボランティアグループ、事業所などに、図書館の本等をまとめて貸し出すこと。

- **複本**

図書館に同じ本を複数所蔵すること。

- **ブックスタート**

1992年に英国のバーミンガムで始まった運動。地域で生まれた全ての乳児に0歳児検診等を利用して「赤ちゃんと絵本を開くひとときの楽しさや大切さ」といったメッセージを伝え、絵本を手渡す取組み。

- **ブックリスト**

ある基準やテーマで選択した本を紹介する簡便な選定目録。形態は様々。

- **レファレンス（参考業務）**

図書館利用者が学習・研究・調査等のために必要な資料及び情報を求めている場合に、図書館の資料と機能を活用して資料の検索を援助し、資料の提供、あるいは回答をするサービス。

枝幸町子ども読書活動推進計画

平成28年3月

編集・発行 枝幸町教育委員会

計画策定事務局 枝幸町立図書館

〒098-5807

枝幸町本町880番地3

電話 0163-62-2269

FAX 0163-62-2848